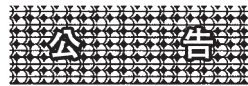


萬年会	春日 英二郎	春日 俊 一	更埴市大字粟佐1469
上伊那郡土地改良政治経済研究会	清水 国 彦	有 賀 正	上伊那郡南箕輪村4624
工藤秀一後援会	神 津 収	小 林 秀 一	佐久市大字岩村田838
越石袈裟幸後援会	寺 沢 直 義	越 石 勲	更埴市大字寂蒔940-1
小林よしかず後援会	石 坂 明	山 本 つや子	長野市南高田1939
住民参加の明るい村政をつくる会	古 畑 昌 夫	竹 腰 住 男	木曾郡大桑村長野1982
政治結社建武館	曾 根 宏	丸 山 恵 次	長野市北堀798
全国旅館政治連盟長野県支部	桑 田 邦一郎	小日向 義 夫	長野市岡田町178-2
竹内宏美後援会	竹 内 宏 美	竹 内 謙 充	上高井郡小布施町山王島2277
竹村仁実後援会	市 村 栄 人	竹 村 萬 治	飯田市山本4449
茅野富佐子後援会	小 泉 嘉 賞	澤 田 晃	茅野市金沢4189-3
茅野富佐子の会	茅 野 富佐子	澤 田 晃	茅野市金沢4189-3
長野県平和・人権・環境労働組合会議政治連盟	伊 藤 晃 二	喜 多 英 之	長野市県町532-3
中村直行後援会	中 村 績	中曾根 六 郎	埴科郡戸倉町大字戸倉2354
榎川村をよくする会	本 多 秀 実	城 取 敏 文	木曾郡榎川村費川2000
日本共産党あべ孝二後援会	田 島 隆	菅 田 敏 夫	長野市川中島町今井1854-15
日本共産党宮崎利幸後援会	新 保 五 一	小 林 将 訓	長野市篠ノ井塩崎22
羽翔会	宮 下 正 隆	山 田 栄 一	飯田市砂払町998-1
浜わたる後援会	濱 涉	萩 原 眞 次	東筑摩郡波田町1403-4
藤沢初視を励ます会	富 岡 捨次郎	中 西 庄 平	上高井郡小布施町大字北岡515-5
丸田嘉造後援会	井 口 篤	立 神 敬 三	上伊那郡南箕輪村4388
宮坂米広後援会	宮 越 幸 人	中 山 正 一	諏訪郡富士見町富士見3312
宮本勇後援会	宮 本 榮 一	宮 本 きみ子	埴科郡戸倉町大字戸倉1849-1

選挙管理委員会



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年6月30日

長野県知事 田 中 康 夫

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品等及び数量

別表のとおり

#### (2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

#### (3) 納入期限

平成15年11月18日(応急作業車については平成15年9月24日)

#### (4) 納入場所

別表のとおり

#### (5) 入札方法

別表の調達番号ごとに入札します。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「製造の請負」及び「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(点検整備、修理等)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (4) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 仕様についての問い合わせ先

長野県土木部道路維持課

電話 026 (235) 7302

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含みます。)

ア 日 時 平成15年7月11日 午後5時

イ 場 所 長野市大字南長野字幅下692-2(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 別表のとおり

イ 場 所 長野県庁本館入札室

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。

ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。

ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに2の(3)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を入札書の受領期限までに提出しなければなりません。この場合において、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、説明してください。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

要します。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は入札説明書によります。

(別表)

調達番号	調達する物品	数量	納入場所	開札日	開札時間
1	凍結防止剤散布車 (2.5㎡、湿式、4輪駆動)	1台	木曾建設事務所	平成15年 7月18日	午後3時00分
2	凍結防止剤散布車 (2.5㎡、乾式、4輪駆動)	1台	須坂建設事務所	〃	午後3時15分
3	凍結防止剤散布車 (2.2㎡、乾式、4輪駆動)	2台	飯田、長野の各建設事務所	〃	午後3時30分
4	小型除雪車 (1.0m級)	3台	上田、松本、豊科の各建設事務所	〃	午後3時45分
5	応急作業車 (6人乗り、リアダンプ、4輪駆動、クレーン付き)	1台	白田建設事務所	〃	午後4時00分

管財課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年6月30日

長野県知事 田中康夫

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品等及び数量

別表のとおり

## (2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

## (3) 納入期限

平成15年11月18日 (路面清掃車については平成16年1月23日)

## (4) 納入場所

別表のとおり

## (5) 入札方法

別表の調達番号ごとに入札します。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額) をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の4第1項又は財務規則 (昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。) 第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格 (昭和59年長野県告示第60号) の別表の「製造の請負」及び「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス (点検整備、修理等) を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(4) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領 (平成11年4月1日付け11管第35号) に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

## 4 仕様についての問い合わせ先

長野県土木部道路維持課

電話 026 (235) 7302

## 5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含まれます。）

ア 日 時 平成15年8月11日 午後5時

イ 場 所 長野市大字南長野字幅下692-2（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 別表のとおり

イ 場 所 長野県庁西庁舎401号会議室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。

ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。

ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに2の(3)の資格を有することを証する書類その他入札説明書に定める書類を入札書の受領期限までに提出しなければなりません。この場合において、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、説明してください。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(8) 契約書作成の要否

要します。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は入札説明書によります。

(別表)

調達番号	調 達 す る 物 品	数量	納 入 場 所	開札日	開札時間
1	ロータリー除雪車 (2.2m級)	4台	中野 (2台)、長野、飯山の各建設事務所	平成15年 8月18日	午後2時00分
2	除雪トラック (7t、A4反転付、4×4)	3台	木曾、豊科、大町の各建設事務所	〃	午後2時15分
3	除雪グレーダ (3.7m級)	2台	松本、豊科の各建設事務所	〃	午後2時30分
4	除雪ドーザ (13t、SA、サイドシャッター付き)	6台	大町、須坂、中野 (3台)、飯山の各建設事務所	〃	午後2時45分
5	路面清掃車 (真空式、リアリフトダンプ式)	1台	佐久建設事務所	〃	午後3時00分

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Described in the appendix

(2) Delivery date: November 18, 2003 (For a street sweeper, January 23,2004)

(3) Delivery place: Described in the appendix

(4) Contact place for information about the tender; description / conditions / and other inquiries:

Property Administration Division, General Affairs Department

692-2 Aza-Habashita Oaza-Minaminagano, Nagano City

TEL 026-235-7079

(5) Time limit and delivery place for the tender (including by mail) :

Time: 5:00 PM August 11, 2003

Place: Property Administration Division, General Affairs Department Nagano Prefectural Government

692-2 Aza-Habashita Oaza-Minaminagano, Nagano City

380-8570 JAPAN

(6) Time and place for the bid opening:

Time: Described in the appendix

Place: Conference Room 401, Nagano Prefectural Government West Annex

Appendix:

Porcurement Number	The products to be procured	Quantity	Delivery Place (Prefectural Construction Office)	Tender Date	Bid Opening Time
1	Rotary Snowplow (2.2meter class)	4 units	Nakano(2), Nagano, and Iiyama Construction Offices	August 18, 2003	2:00 PM
2	Snow removing truck (7 t, A, 4×4, Reversal plow)	3 units	Kiso, Toyoshina, and Omachi Construction Offices	〃	2:15 PM
3	Snow Grader (3.7m class)	2 units	Matsumoto, and Toyoshina Construction Office	〃	2:30 PM
4	Snowplow-dozer (13t, SA, Side-shutter equipped)	6 units	Omachi, and Suzaka, Nakano(3), and Iiyama Construction Offices	〃	2:45 PM
5	Street Sweeper (Air style, Rear lift dump )	1 unit	Saku Construction Office	〃	3:00 PM

管財課

## 公告

平成16年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士前期課程（修士課程）学生を次のとおり募集します。

平成15年6月30日

長野県知事 田中康夫

### 1 募集人員

募集人員は、次のとおりとする。

看護学研究科看護学専攻	16人
-------------	-----

### 2 試験による選考

#### (1) 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者（平成16年3月31日までに該当する見込みの者を含む。）

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者

イ 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者

ウ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

エ 文部科学大臣の指定した者

オ 大学（短期大学を除く。）に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

カ 個別の入学資格審査により、アに規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものと認められた者

キ その他本学において、アに規定する者と同等以上の学力があると認められた者

#### (2) 出願手続

##### ア 提出書類

(ア) 入学願書（本学所定の用紙による。）

(イ) 写真カード（本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真（裏面に氏名・生年月日を記入）

1枚をはること。）

(ウ) 連絡用あて名シール（本学所定の用紙による。）

(ハ) 学業成績証明書及び卒業（見込み）証明書（(1)のイからキによって出願する者は、その資格に関する証明書）

(ニ) 志望の理由（本学所定の用紙による。）

##### イ 入学審査料

入学審査料（30,000円）は、郵便為替（普通為替）により納付すること。この場合において、郵便局が振り出した普通為替証書（平成15年7月以降の振り出しに限る。）は何も記入しないで、(2)のアの書類とともに提出すること。

##### ウ 出願方法

郵送（書留速達郵便）し、又は持参すること。

##### エ 入学願書受付期間

平成15年8月25日（月）から8月29日（金）までとする。

なお、郵送による場合にあっても受付期間の最終日必着とする。

##### オ 入学願書提出先

長野県駒ヶ根市赤穂1694番地（郵便番号399-4117）

長野県看護大学事務局 教務課

##### カ 受験票の交付

(ア) 入学願書を受理したときは、受験票を交付する。

(イ) 受験票（(2)のアの(イ)の写真カードにはった写真と同じものをはること。）は、試験当日必ず持参すること。

##### (3) 入学者の選考方法

ア 入学者の選考は、学力試験、面接及び学業成績証明書の成績の結果を総合して行う。

##### イ 学力試験

(ア) 看護に関する専門科目、英語及び小論文とする。

(イ) 看護に関する専門科目は、志望する領域の中の1科目を受験する。

領域	専門科目
看護基礎学領域	基礎看護学、看護病態機能学
達成看護学領域	成人看護学、老年看護学、精神看護学
育成看護学領域	母性看護学、小児看護学
広域看護学領域	地域看護学、看護教育学、看護管理学

(4) 入学者選考試験の実施期日及び場所

試験期日	時間	教科等	場所
9月6日(土)	9:30 ~ 11:00	小論文	長野県看護大学
	11:15 ~ 12:15	専門科目	
	13:15 ~ 14:15	英語	
	14:30 ~	面接	

(5) 合格者の発表

ア 日時

平成15年9月17日(水) 午前10時

イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知する。

なお、電話による照会には一切応じない。

3 その他

出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局教務課(電話 0265-81-5100)に行うこと。

医務課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年6月30日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成15年6月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あがらんしょ

3 代表者の氏名

池口和子

4 主たる事務所の所在地

木曾郡大桑村大字野尻1326番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、介護の必要な高齢者・障害を持った人や乳幼児並びに地域住民に対して、家庭的な環境の中で、介護スタッフと一緒に家族的な共同生活を営み、本人もその家族も、精神的に安定した普通の生活ができるように、在宅支援サービスに関する事業を行い、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年6月30日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成15年6月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 長野県地すべり防止工事士会

3 代表者の氏名

山口修

4 主たる事務所の所在地

長野市稲葉2609番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、長野県内の全ての住民に対して、地すべり防災に関する啓蒙活動を行い、地域の安全に寄与することを目的とする。また、同様の目的を持って活動する団体の事業に関する連絡、助言又は援助の活動を行うことを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年6月30日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成15年6月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 愛運社

3 代表者の氏名

白川隆春

4 主たる事務所の所在地

塩尻市大門八番町9番40号

5 定款に記載された目的

この法人は、農村や過疎地域等の後継者問題を抱える人等に対し、縁談や養子縁組等を国際的な観点から支援協力し、その後の差別問題や言葉の問題等を擁護し、国際的な文化交流をもたらし、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年6月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日  
平成15年6月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 びすけっと
- 3 代表者の氏名  
福沢嘉言
- 4 主たる事務所の所在地  
下伊那郡高森町下市田2980番地1
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者等の社会的弱者に対して、たすけあい事業やふれあい事業を通じて福祉の増進を図る活動を実施するとともに、情報化社会の発展を図る活動や自然環境の保全を図る活動を行い、情報格差に陥ることなく自然豊かな地域の中で、健やかに暮らせるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年6月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日  
平成15年6月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 ヒューマンネットながの
- 3 代表者の氏名  
島崎 潔
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市栗田1038番地8 ゆたかビル305
- 5 定款に記載された目的  
本会は、障害児者や高齢者及びその家族、並びに地域住民に対して、自立と社会参加、生活支援、介助や介護サービス、権利の擁護に関する事業と創造的なネットワークのシステムづくりを行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年6月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日  
平成15年6月16日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 グループかけはし
- 3 代表者の氏名  
田中 小夜子
- 4 主たる事務所の所在地  
飯田市上郷黒田2763番地1
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者、身体障害者等に対して、家事援助サービス、介護介助サービス、配食サービス等居宅支援に関する事業を行い、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年6月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日  
平成15年6月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 茅野市体育協会
- 3 代表者の氏名  
小口 久人
- 4 主たる事務所の所在地  
茅野市玉川500番地 茅野市運動公園総合体育館内
- 5 定款に記載された目的  
本会はスポーツを振興して市民の体力の向上とスポーツ文化の高揚を図り、民主的で文化的な社会の建設に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年6月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
大町南ショッピングセンター  
大町市大字大町字糸芝2978-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
㈱カネマン大黒園商店  
大町市大字大町3829  
イオン㈱  
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
イオン(株) (株)板垣 (株)タカラブネ (株)マルタ (株)ジャスフオート 丸正産業(株)	午前9時	午後11時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
イオン(株)	24時間	
(株)板垣 (株)タカラブネ (株)マルタ (株)ジャスフオート 丸正産業(株)	変更前と同じ	変更前と同じ

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
A	午前8時30分から 午後11時30分まで	24時間

4 変更年月日

平成15年6月21日

5 届出年月日

平成15年6月5日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県北安曇地方事務所商工建築課

7 縦覧の期間

平成15年6月30日から平成15年10月30日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県北安曇地方事務所商工建築課

産業振興課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成15年6月30日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画 第一種市街地再開発事業 長野銀座A-1地区

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び長野市役所

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成15年6月30日

長野県知事 田中康夫

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画 高度利用地区 長野銀座A-1地区

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び長野市役所

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年6月30日

長野県小諸養護学校長 畑田治

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

29人乗りマイクロバス 1台

(2) 物品の特質

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成15年9月16日

(4) 納入場所

長野県小諸養護学校

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。



- (4) 調達をする物品等に関して、アフターサービス・メンテナンス(保守管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
小諸市大字市字中原824-3  
長野県小諸養護学校  
電話 0267 (22) 6300
- 4 入札手続等
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成15年7月11日(金) 午後5時  
イ 場所 小諸市大字市字中原824-3(郵便番号 384-0083)  
長野県小諸養護学校
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成15年7月14日(月) 午後1時30分  
イ 場所 長野県小諸養護学校会議室
  - (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。
  - (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。
  - (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。
  - (7) 契約書作成の要否  
要する。
  - (8) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。
- 5 その他  
詳細は入札説明書及び仕様書による。

自律教育課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成15年6月30日

長野県公安委員会

- 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲  
別表のとおりとする。
- 2 講習科目、時間数及び考查方法

講習科目	時間数	考查方法
銃銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後正誤式による考查を行う。(所要時間60分)
銃銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの)2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙により(申込書はって、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携帯すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの(現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。)	8月27日(水)	午前10時から午後4時まで	松本会場	県下一円

生活保安課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成15年6月30日

長野県公安委員会

- 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲  
別表のとおりとする。
- 2 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
銃銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
銃銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの)2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により(申込書にはって、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	8月6日(水)	午後1時から 午後4時まで	佐久会場	東 信
	8月13日(水)		長野会場	北 信
	8月20日(水)		伊那会場	南 信

生活保安課

正 誤

平成15年6月2日付け長野県告示第300号「地産地消地域支援事業補助金交付要綱の制定」中

ページ 行(箇所)

4 4、5

誤

長野県知事 田 中 康 夫

(趣 旨)

正

長野県知事 田 中 康 夫

地産地消地域支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)